

航空警務隊の運用等に関する達

昭和37年5月12日 航空自衛隊達第29号

航空幕僚長 空将 松田 武

- 改正 昭和38年1月22日 航空自衛隊達第4号
昭和39年7月13日 航空自衛隊達第31号
昭和49年4月11日 航空自衛隊達第9号
昭和53年4月 5日 航空自衛隊達第10号
昭和61年2月10日 航空自衛隊達第5号
平成 元年2月28日 航空自衛隊達第4号
平成 4年6月29日 航空自衛隊達第32号
平成 5年5月28日 航空自衛隊達第20号
平成13年3月30日 航空自衛隊達第21号
平成15年3月26日 航空自衛隊達第8号
平成18年3月30日 航空自衛隊達第22号
平成18年7月26日 航空自衛隊達第35号
平成19年1月 5日 航空自衛隊達第1号

航空警務隊の任務及び運用に関する訓令（昭和36年航空自衛隊訓令第3号）第18条の規定に基づき、航空警務隊の運用等に関する達を次のように定める。

航空警務隊の運用等に関する達（登録外報告）

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 司法警察業務の実施

第1節 防衛大臣指揮犯罪の捜査の手続（第3条－第7条）

第2節 防衛大臣の承認を要する捜査の手続（第8条－第10条）

第3節 隊司令指揮犯罪の捜査の手続（第11条－第14条）

第3章 保安業務の実施（第15条－第17条）

第4章 連絡班（第18条・第19条）

第5章 司法警察業務の監査（第20条－第25条）

第6章 雑則（第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、航空警務隊の司法警察業務及び保安業務（以下「警務業務」という。）の実施並びに司法警察業務の監査等について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この達において用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 本部 航空警務隊本部をいう。

- (2) 地方隊 地方警務隊をいう。
- (3) 連絡班 警務連絡班をいう。
- (4) 隊司令 航空警務隊司令をいう。
- (5) 地方隊長 地方警務隊長をいう。
- (6) 警務部隊の長 隊司令及び地方隊長をいう。
- (7) 基地等 基地及び分屯基地をいう。
- (8) 規則 自衛隊犯罪捜査服務規則（昭和34年防衛庁訓令第72号）をいう。
- (9) 隊訓 航空警務隊の任務及び運用に関する訓令（昭和36年航空自衛隊訓令第3号）をいう。
- (10) 防衛大臣指揮犯罪 規則第22条第1項に定める犯罪をいう。
- (11) 隊司令指揮犯罪 隊訓第7条第1項に定める犯罪をいう。

第2章 司法警察業務の実施

第1節 防衛大臣指揮犯罪の捜査の手続

（地方隊長の上申）

第3条 地方隊長は、防衛大臣指揮犯罪の捜査について隊司令の指揮を受けようとする場合には、規則第333条第1項第7号に定める捜査指揮（伺）簿（以下「捜査指揮（伺）簿」という。）に記載するとともに、別紙様式の捜査指揮伺書を作成し、隊司令に上申するものとする。

（隊司令の処理）

第4条 隊司令は、防衛大臣指揮犯罪の捜査について防衛大臣の指揮を受けようとする場合には、前条の上申等に基づいて捜査指揮（伺）簿に記載するとともに、捜査指揮伺書を作成し、航空幕僚長（総務課長気付）に上申するものとする。

2 航空幕僚長は、捜査指揮伺書について防衛大臣の決裁を得た場合には、速やかにこれを隊司令に送付する。

3 隊司令は、前項の捜査指揮伺書を捜査指揮伺書綴につづり込み、本部に保管するものとする。

（捜査の開始と捜査状況報告）

第5条 隊司令は、前条第2項により捜査指揮伺書の送付を受けたときから捜査を開始するものとする。

2 隊司令は、捜査を行った場合は、その経過及び結果を適時航空幕僚長（総務課長気付）に報告するものとする。（登録外報告）

（地方隊長の処理）

第6条 地方隊長は、隊司令の指揮により捜査を行い、指揮事項は、規則第333条第1項第7号に定める捜査指揮（伺）簿属紙（以下「捜査指揮（伺）簿属紙」という。）に記載するものとする。

2 地方隊長は、捜査を行った場合は、その経過及び結果を適時隊司令に報告するものとする。

(捜査経過等の記録)

第7条 警務部隊の長は、防衛大臣指揮犯罪の捜査経過、処理状況、行政処分の結果及び刑事処分の結果を簡明に捜査指揮(伺)簿及び捜査指揮(伺)簿属紙に記載するものとする。

第2節 防衛大臣の承認を要する捜査の手続

(地方隊長の上申)

第8条 地方隊長は、規則第44条及び第45条に定める防衛大臣の承認を要する捜査を行おうとする場合には、第3条に準じて捜査承認伺書を作成し、隊司令に上申するものとする。

(隊司令の処理)

第9条 隊司令は、防衛大臣の承認を要する捜査を行おうとする場合には、第4条に準じて捜査承認伺書を作成し、航空幕僚長(総務課長気付)に上申するものとする。

(捜査の実施及び報告等)

第10条 警務部隊の長の行う捜査の実施、報告及び捜査承認伺書の処理、記録等については、前節の規定に準ずる。

第3節 隊司令指揮犯罪の捜査の手続

(隊司令指揮犯罪)

第11条 隊司令指揮犯罪のうち、隊訓第7条第1項第2号により指示するものの範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 幹部自衛官(行政職俸給表(一)の職務の級3級(他の俸給表で相当するものを含む。)以上の事務官等を含む。)の犯した重要な犯罪
- (2) 職務に従事中の隊員に対する重要な犯罪
- (3) 航空機、武器、弾薬その他防衛の用に供する物に対する犯罪
- (4) 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第9章(第121条を除く。)に規定する犯罪
- (5) 社会一般に与える影響の著しい犯罪
- (6) 他の捜査機関と権限の行使について調整を必要とする重要な犯罪

(地方隊長の上申)

第12条 地方隊長は、隊司令指揮犯罪について隊司令の指揮を受けようとする場合には、第3条に準じて上申するものとする。

(隊司令の処理)

第13条 隊司令が航空幕僚長に対して行う隊訓第7条第3項の規定による報告の処理は、第4条に準ずる。

(捜査の実施及び報告)

第14条 警務部隊の長の行う捜査の実施、報告、記録等については、第1節の規定に準ずる。

第3章 保安業務の実施

(保安業務の実施)

第15条 警務部隊の長は、部隊等の長の要請により交通の統制警戒警護、巡察、所在不明隊員の調査及び保護その他規律違反の防止並びに航空機事故に伴う捜索、誘導、現場保存等の業務を行うものとする。

(実施上の留意事項)

第16条 警務部隊の長は、保安業務を実施するに当たっては、要請を受けた部隊等の長及び警察その他の関係機関と緊密に連絡し、部隊等の行動を容易にするように処置するものとする。

(資料の通報)

第17条 警務部隊の長は、努めて規律の維持、事故の防止、基地警備等保安業務に必要な資料を収集して、適時部隊等の長に通報するものとする。

第4章 連絡班

(連絡班の配置)

第18条 隊司令は、本部又は地方隊から所要の基地等に連絡班を配置することができる。

2 隊司令は、前項の配置をしようとするときは、配置する基地等、配置年月日、受持区域、人員、装備等について配置しようとする基地等の基地司令又は分屯基地司令と協議した上、航空幕僚長（防衛課長気付）に申請して、その承認を受けるものとする。

3 連絡班を撤収する場合の手続は、前項に準ずる。

(連絡班の業務)

第19条 連絡班に班長を置く。

2 班長は、隊司令又は地方隊長の指揮監督を受け、本部又は地方隊と基地等に所在する部隊との間における連絡業務を行うものとする。

第5章 司法警察業務の監査

(監査官及び監査事務の処理)

第20条 隊訓第14条の規定により監査を行う者を監査官とし、その補助を行う者を補助官とする。

2 監査官及び補助官は、航空幕僚長が別に命ずる者をもって充てる。

3 司法警察業務の監査のための事務は、航空幕僚監部総務部総務課長が行うものとする。

(監査の種類)

第21条 司法警察業務の監査は、年度監査及び臨時監査とする。

2 年度監査は、隊訓第12条に掲げる事項について行うものとする。

3 臨時監査は、航空警務隊の司法警察業務について、人権侵害の疑いのある事案又は捜査手続に重大な誤りがあると認められる事案が発生したとき、その他防衛大臣が特に指示したときにその実情を明らかにするためにその都度行うものとする。

(年度監査計画の作成)

第22条 航空幕僚長は、隊訓第13条の監査計画には被監査部隊、監査年月日及び監査事項を掲上し、年度の始めに防衛大臣に申請してその承認を受けるものとする。

(臨時監査の実施)

第23条 航空幕僚長は、臨時監査を実施する必要があるときは、その事案の概要、被監査部隊、監査年月日及び監査事項について監査計画を作成し、防衛大臣に申請してその承認を受けた後これを実施するものとする。

(監査の所見)

第24条 監査官は、監査を実施したときは被監査部隊の長に対して必要な所見を述べるものとする。

(監査結果の報告)

第25条 監査官は、監査の終了後、航空幕僚長に文書をもって監査結果を報告するとともに隊司令に通報するものとする。

- 2 防衛大臣に対する監査の結果の報告は、通常当該監査によって判明した事項について必要な措置を実施した後行うものとする。ただし、特に防衛大臣から指示された監査については、あらかじめ報告を行い、その指示を受けた後処置するものとする。

第6章 雑則

(委任規定)

第26条 この達の実施に関し、必要な事項は、隊司令が定める。

付 則

- 1 この達は、昭和37年5月12日から施行する。
- 2 航空警務隊の運用等に関する達(昭和30年航空自衛隊達第42号)は、廃止する。

附 則(昭和38年1月22日航空自衛隊達第4号)

この達は、昭和38年1月22日から施行する。

附 則(昭和39年7月13日航空自衛隊達第31号)

この達は、昭和39年7月13日から施行する。

附 則(昭和49年4月11日航空自衛隊達第9号)

この達は、昭和49年4月11日から施行する。

附 則(昭和53年4月5日航空自衛隊達第10号抄)

- 1 この達は、昭和53年4月5日から施行する。
附 則(昭和61年2月10日航空自衛隊達第5号抄)

- 1 この達は、昭和61年2月10日から施行する。
- 2 この達による改正後の各達の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則(平成元年2月28日航空自衛隊達第4号抄)

- 1 この達は、平成元年2月28日から施行する。
附 則(平成4年6月29日航空自衛隊達第32号抄)

- 1 この達は、平成4年7月1日から施行する。
附 則(平成5年5月28日航空自衛隊達第20号)

この達は、平成5年7月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成13年3月30日航空自衛隊達第21号)

この達は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月26日航空自衛隊達第8号)

1 この達は、平成15年3月27日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日航空自衛隊達第22号)

この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月26日航空自衛隊達第35号)

1 この達は、平成18年7月31日から施行する。

2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式の内紙は、残存部数に限り所要の修正の上使用することができる。

附 則 (平成19年1月5日航空自衛隊達第1号抄)

1 この達は、平成19年1月9日から施行する。

別紙様式(第3条関係)

捜 査 指 揮 (承認) 伺 書

防衛大臣 防衛副大臣 政務官 事務次官 人事教育局長		
服務管理官 部 員		
下記のとおり承認する。		
平成 年 月 日 時 分		
航空幕僚長 副 長 総務部長 総務課長 警務管理官		
平成 年 月 日		
下記について自衛隊犯罪捜査服務規則第 条により指揮（承認）されたく上申（申請）する。		
航空警務隊司令		
記		
事 件 名		
罪 名 及 び 適 用 法 条		
被 疑 者	住 所	
	職 業	
	氏名・年齢	
既に実施し又は実施しようとする処分	現行犯逮捕 逮 捕 (緊急逮捕) 押 収 搜 索 通 常 逮 捕 検 証 取 調 べ	
実 施 年 月 日		
実 施 警 務 部 隊		

事件の概要		
証拠関係		
強制捜査を必要とする理由		
意見	部の隊長等	
	地方隊長	
	航空警務隊司令	
参考事項		

年 月 日	指揮事項及び捜査経過、処理、処分結果	担当者